

マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードの保険証利用について

- 健康保険証として利用いただけます。
(健康保険被保険者証・国民健康保険被保険者証・高齢受給者証・後期高齢医療受給者証の確認)
- 各種医療証(公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・介護保険証・特定疾病療養受療証等)の確認はマイナンバーカードで行うことができないため、すべてご持参ください。

※マイナンバーカードの保険証利用に関する詳細は、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

顔認証付きカードリーダーの設置場所

- 総合受付 1階 保険確認窓口
※利用する場合は、顔認証もしくは暗証番号による本人確認が必要です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、政府が運用するオンラインサービス「マイナポータル」へ登録していただくか、病院に設置している顔認証付きカードリーダーからお手続きいただけます。手続きの詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

高額限度額療養費制度の利用について

「限度額適用認定証」は窓口での支払いが高額になる場合に、所得に応じた自己負担限度額を医療機関へ示すために提出いただく証類です。

これまでは事前にご加入の健康保険に申請し、ご準備いただく必要がありましたが、当院では患者さんが高額療養費制度の活用を希望され、同意いただける場合は、健康保険証を用いて「オンライン資格確認等システム」から自己負担適用区分等の情報が取得可能ですので、事前の手続きは不要です。